

「世田谷的なもの」の出発点

藤野 智子

(せたがや自治政策研究所次長)

1. はじめに

全国において人口減少が進む中、世田谷区では引き続き人口の増加傾向が続くと見込まれている。しかし、人口動向や家族のあり様の変化等を踏まえると、住宅都市としての中長期的な持続可能性について真摯に考えるべき状況にきている。

これからの世田谷区のあり方を考えるうえで、これまでの世田谷区について改めて確認することも意味のあることと考え、区長公選制復活によってスタートした「大場区政」の取組みについて特徴的な取組みを振り返る。

振り返りを行うにあたっては、「大場区政」発足時以降の区政の流れと特徴について、その全体像を大掴みに把握することが必要と考え、4人の方にヒアリングを行った¹。

2. 世田谷区基本構想

区長公選制と特別区の権限拡大の実現により、区役所が区民にとって身近な政府となる方向に大きく前進したことを受け、昭和53年6月、区民主体の世田谷のまちを築き上げるための区政の長期的な基本的指針として基本構想が策定された。

2.1.1 ヒアリングより

「大場区政」発足当時のお話を伺ったなかで、基本構想策定時の様子について次のような状況が語られた。

- ・「大場区政」がスタートしたときは、区政をどんなものにしたらよいか、どんなまちを目指すのか、自由な議論が行われていて、区基本構想については、これからのまちをつくっていく骨格であるという気風が広がっていた。
- ・行政と区民との乖離が大きいことを常と感じ、23区の特性として行政と区民とを近い関係にしたいと距離を縮めることが区政を進める基本にあった。
- ・計画行政＝科学的行政という考え方に立って、単に仕組みとして作るのではなく、どういう考え方、哲学をもって進めるかを議論した。

¹ 平成29年9月から11月にかけて、津吹金一郎氏、馬場秀行氏、中村重美氏、斉藤啓子氏から個別にヒアリングを実施。

- ・有識者をつかまえるのが上手だった。基本構想を検討するときに、佐藤竺先生はじめ、先生がたくさん来てくれた。老人大学も福武直先生、三浦文夫先生が来てくれて、参加者の自主的側面を強調していく世田谷方式を編みだした。
- ・若手にもやらせてみるという中で、「問題意識を持て」「論点を整理して、解決するにはどうしたらよいか考えてみよ」と言われながら、自治体行政について考えるということを実体験した。

2.1.2 基本構想策定にあたっての考え方

「世田谷区基本構想」は、行政と区民とを近い関係にしたいという強い思いを反映し、策定にあたっての考え方において、区民参加の重要性を繰り返し述べている。

- ・区民の参加を求めて、新しい方向を模索してきた。
- ・区民参加とは、区民が主権者としての自覚に立ち、権利と責任をもって区政に参画することを意味する。これによって、区政への最終の権限と責任をになう区長ならびに区議会の職責が、いっそう効果的に遂行できることが期待される。
- ・区民参加による基本構想の策定は、区政を展開するにあたっての区民の地位と役割を明確にし、新しい区民自治の確立に役立つ。
- ・大都市では他に例がなく、区民もまだなじみが薄いので、区民参加方式も基本構想の実現の過程でいっそうの充実がはからなければならない。これによってはじめて、区民本位のまちづくりが実現する。

2.1.3 基本構想の意義と役割

基本構想の意義と役割について、以下のように述べている。

- ・人間尊重のまちづくりを目ざして、区民のあいだから自主的なさまざまな活動が生まれてきた。だが、全体としてみれば、自主的な身の回りの問題解決への努力や人間としての喜びと生きがい、快適な居住環境をつくりだそうとする地域の連帯は、まだ十分に盛り上がっているとはいえない。
- ・区民相互の交流と調整をはかりながら、区民共通の区の将来像を見出し、区民参加の拡大のなかでその実現をはかっていくことが、区政の責務となっている。
- ・区民の切実な要求にこたえるためには、引き続き区の自治権拡充に大いに努力するとともに、区政の限られた力だけでなく、広範な区民の積極的協力がぜひとも必要となろう。区民の創意と活力にささえられてはじめて、区は特別区のおかれている権限や財政上の制約を克服して区民要求にこたえる区政を実現することができる。
- ・まちづくりの主体は、いうまでもなく区民であるが、それをささえる行政、とりわけ区行政の責務はいよいよ重くなっている。
- ・まちづくりには、区民と区政との協力が欠かせず、長い時間と努力の積み重ねを必要

とする。したがって、基本構想は、長期にわたるまちづくりを通じて、一貫して変わることのない基本的性格を持続していかなければならない。

2.2 世田谷区基本計画（昭和54年～昭和63年）

世田谷区基本構想策定を受け、翌年、基本構想に示された「区民生活優先」「区民自治の確立と広域協力の確保」「科学性、計画性の徹底」という三原則を貫くことを基本方針として、世田谷区基本計画が策定された。

2.2.1 問題意識

基本計画は、以下のような問題意識を述べている。

- ・世田谷区には大規模公園、山の手の代表的な住宅街、大学キャンパスなどが散在しているところから、緑に恵まれた文化都市としての印象が一般化している。しかし、現実の姿は、区民1人当たりの都市計画公園面積は東京都の設定した水準にはるか及ばないし、「世田谷の緑」をかりうじて支えている自然樹林、宅地内樹木、農地などは、絶えず、住宅のバラ建ち、宅地の細分化による喪失の危険にさらされている。
- ・「福祉」が恵まれない子どもや社会的なハンディキャップを負った一部の人々の問題であった時代は終わろうとしている。老人福祉はすべての区民の問題となりつつあるし、保育所は、婦人の就労機会の増加や生産年齢人口の相対的低下を食い止める観点からも総合的にとらえ直す必要がある。地域社会における健常者と要援護者の協力や、区政における総合的な取組によるサービスの提供も、従前とは比較にならないほど必要とされてきている。
- ・世田谷区の現実を踏まえ、将来あるべき姿を描いたものが「基本構想」だとすれば、「基本計画」は、区民と区政がめざす目標に着実に到達するための道しるべとなるものでなければならない。両者とも、区民・区政相互の努力がバラバラで無駄に終わることがないように共通のよりどころとなる役割が期待されているだけに、それぞれ区民参加を踏まえて策定したのは当然の手續であったといえる。

2.2.2 基本計画の特色

基本計画は、区における福祉社会を実現するための区民と区政共通のガイドプランとして、主要な施策の方針・内容及び諸施策を体系化し、総合的な調整の方針を示すものとした。その特色としては、次のようなことが挙げられる。

- ① 基本計画策定における問題意識をもとに、区民が区民による「まちづくり」を推進する際の手がかりとなるものであるとともに、区政運営にとって必要な施策の枠組みと、それを推進する際の基本方向を提示する二面性を持つことを明確にした。
- ② 各計画課題には、常に区民の自主的・主体的参加が強く意識されている。例えば「区

民利用施設の整備」では、区民参加による施設の整備と運営管理の方式について実験的試みを積み重ねつつ、適正な仕組みを検討することを基本方針の一つとしている。また、地区をサービスの対象とする施設（区民フロア等）は、区民の直接参加が可能な地域社会の規模を想定し、概ね1小学校区を基準に設定するとした。

- ③ 計画課題に取り組むにあたっては、従来の縦割り型ではない総合的な取組みの重要性を指摘している。例えば「区民利用施設の整備」では、各施設が相互に関連を持った利用の仕組みや配置のネットワークなど有機的関係づけを検討する体制をつくるとした。

- ④ 基本構想・基本計画策定にあたっては、『世田谷区区民図集Ⅰ』（昭52.11）、『世田谷区区民図集Ⅱ』（昭53.9）、『世田谷区基本構想基本計画策定に関する調査 昭和51年度』（昭52.10）、『世田谷区基本構想基本計画策定に関する調査＜現況と動向編＞その2 昭和52年度』（昭53.9）『世田谷区基本計画にかかわる技術的資料＜テクニカル・レポート＞』（昭54.9）が作成・刊行されている。かなりの労力を要するこうした作業に基づいて、多岐にわたる様々な取組みが具体的に検討されたことは、まさに計画行政＝科学的行政という考え方の実践として大いに学ぶ必要がある。

基本計画の冊子にも、計画の柱ごとに参照図表および事例リストが掲載され、必要であれば別に作成された資料集の存在・内容を確認することができ、バック・データに基づく計画であることが常に認識できるよう工夫されている。

- ⑤ 基本計画は、計画の実効性を確保することを特に重視した。このことは、「実現の方策」の作り方に如実に現れている。その構成は、「はじめに」を冒頭に置き、各計画の柱と同様、「計画の体系」（1 執行体制の整備、2 区民参加の推進、3 行財政権限の拡充、4 実現のプログラム）「現況と課題」「基本方針」「施策」となっており、計画の章とほぼ同様の作りとなっている。
- ⑥ 「実現の方策」の「計画体系 4 実現のプログラム」に掲げた「地区計画の推進」は特徴的なプログラムであったといえる。それは、地域社会における区民の自発的・創造的連帯を醸成することを基本的な目的とし、そのための条件を整えるための具体的施策を地区の特性に応じて、地区の単位ごとに地区住民の参加を得て策定する計画とされた。

地区における福祉、居住環境、防災などさまざまな課題に区民と区政が協力して取り組み、その解決策を見出し、実施していくことが地区計画の内容となるとされた。このことは、まさに区政と区民との距離を縮めるため区民参加を実現し、区民主体のまちづくりを進める具体的方策となることを目指すものであった。

地区計画の積み重ねは、基本計画をよりいっそう区民自身のものとしてゆくために役立つものであるとの考えを提示したうえで、地区計画策定・運営の手順概念図を示しており、その実効性を担保しようと意図していることが窺われる。

- ⑦ 「実現の方策」では加えて、区政の最重要課題の中からとくに総合的かつ緊急な対応を要し、基本計画に示す主要施策を象徴しうるものを選択した重点事業を提示している。

解決に区政の総力を集中するプロジェクトとして、1 災害に強いまちづくり計画、2 みどりとみずのまちづくり計画、3 楽しく歩けるまちづくり計画、4 区民健康村づくり計画、5 生活と学習活動の拠点づくり（区民生活センター）、6 世田谷区民大学（市民大学）、7 世田谷に東京の新しい文化の核をつくるの7事業を取り上げ、それぞれ「現況と課題」「基本方針」「事業内容」からなる事業計画を定めた。

2.2.3 まとめ

ここまで、区長公選制復活後の区政を展開するための大本となる「世田谷区基本構想」並びに基本構想を実現するための「世田谷区基本計画」における考え方を中心に振り返りを行った。

そこでは、区民の自発性・主体性を現実の取組みの中に定着させていくために、直接区民に対して、そして行政の役割として何をどうすればよいかを様々な観点から検討し、実現しようとする姿勢を一貫して強く打ち出している。

基本計画が区政運営にとって必要な施策の枠組みと、それを推進する際の基本方向を提示するという役割をもつことは当然のことである。この基本計画が同時に、区民が区民による「まちづくり」を推進する際の手がかりとなるものであることが明示されたことの意味合いは、改めて認識されてもよいのではないだろうか。参加と協働の重要性を強く打ち出している「世田谷区新実施計画（後期）」の基となる現在の「世田谷区基本計画」に、区民によるまちづくりを想定して、基本計画を区と区民が共有しようというメッセージは見受けられない。

基本計画の実現の方策を詳細に計画化したことと相俟って、様々な独自性を持つとともに先進的ないくつかの取組みが具体的に着手されていくこととなった。

しかし、一方で、「地区計画の推進」にみられるように具体的な結果には結びつかなかったものもある。もちろん、何も進まなかったわけではなく、地域の諸課題を明らかにし、課題への対処方針を示す「地区カルテ」の作成は各地区において区民の参加により、熱心に取り組まれた意義は大きい。

「区民まつり」をはじめ、様々な形での「まちづくりイベント」の展開や住民参加型の施設づくりなども精力的に積み重ねていたが、結果的には、地区計画づくりを具体的に進めるというレベルにまで、区民主体、区民参加ということに対する一般区民の共感と理解を得るには至らなかったということであろう。

3. 基本計画（重点事業）における特徴的な取組み

基本計画における重点事業と位置づけられた取組みの中から、特徴ある取組みとして「区民健康村」と「世田谷美術館」を取り上げる。いずれも区民の主体性、自発性を喚起することを重要なテーマとした取組みが、何を目指そうとしたのかを再確認したい。

3.1 ヒアリングより

- ・「座して待つ役人より、行動する職員たれ」「何か新しいことに挑戦して失敗しても、言われたまま従来どおりの仕事をする職員よりはマシ」といわれた。
- ・区民との距離を縮めるということに「おまつり」は手近な取組みだった。東京にしかふるさとながない、ふるさとなかなか帰れない区民に世田谷をふるさとと感じてもらおうと「ふるさと区民まつり」が始まった。区民まつりの時には、里帰りで世田谷に戻ってきたいという話も聞いた。
- ・世田谷で失われていく自然に触れる機会を農村の実態を知ることと併せて考える。都会に暮らす区民の自然環境と農村の振興とのバランスをとるという発想で、50箇所くらいの候補の中から縁があって川場村を選んだ。
- ・「文化の世田谷」を標榜するなら、中身も必要になる。区民が気軽に来られる、身近で体験、鑑賞できる環境を作りたいと考えた。文化はそれまで区職員の中で誰もやったことがなかった。皆、文化行政とは何か、よくわからなかったので、職員と、時には区長も交えていろいろ話しながら考えた。
- ・前例のない仕事で、分からないけれど、歩きながらやっていく。やっていくうちに閃いてくる。アイデアを皆で出し合い話し合っ、実行に移す。ただし、話し合っ、よいものができるとは限らない。皆が合意したものがよいものとは限らない。
- ・よくわからなかったが、「灯ろう流し」や「花火」「雑居まつり」など、区内事業者や区民の団体からやりたいという話がきた。区が何でもやるという立場ではなく、自分達でできることはやってもらい、できない部分を区がやる、お互いできる部分をやっていこうという関係づくりをした。
- ・区民と区政が近づくことを目指す、心に踏み込んでいく、ソフトを作っていきたい、区民にきっかけづくりとなるものを作り出していく、文化とはそういうものだと思っている。その時は仕事で必死だったが、今になって思えば、結果として経済効果なども生んでいると思う。文化は、やってみるとおもしろい。
- ・「世田谷美術展」は、区在住の美術家の作品を集めた美術展。異なる会派の作品が一同に会することはないもの。会派を超えて、これだけのメンバーがよく作品を出してくれたと驚かれた。会場を提供してくれた事業者の存在が大きかった。区民と仲良く、区と仲良く、いつの間にか協力的になってくれた。
- ・美術館を作るに当たって、区長には上野公園に対して西の文化の拠点という発想があ

って、砦公園に作りたいという考えだった。都立公園内の敷地を使うことについては、職員の発案で公園内にたくさんあった赤道と引き換えに無償で借りることができた。

- ・美術館、文学館は行政レベルでやることなのか、賛否の議論があった。美術館は会派を超えて集結できるところ、区民の作品が展示できる場所として考えた。

3.2 区民健康村

「区民健康村づくり」事業の具体化のため、区内在住の学識経験者と職員で計画プロジェクトチームをつくり、各種調査・研究活動を実施した。関東7都県・52市町村の候補地調査の中から、川場村を選定し、東京都・群馬県を立会人として「健康村づくり」の協定を締結した。

[問題意識]

- ・東京近郊の田園地帯として豊かな自然を誇っていた世田谷区も、そのほとんどが市街化し、都市生活の活力と利便性の代わりに、日に日に自然を失いつつある。
- ・人口移動による新しい区民の「ふるさと」を求める声、健康・レクリエーションへの要求に応えるため、現地の住民・自治体との交流を通じ、住民が自発的に参加する「第二のふるさと」づくりを進めていく。

[理念]

- ・区民健康村づくりは、単に区外に保養地を求める施設づくりではない。
- ・「健康村」は、村と区の相互協力による、もうひとつの「むらづくり」である。地元の人たちとの交流を図りながら、相互に協力して創る人間と自然とのつながりを根底に置いた村づくりである。
- ・都会生活の中で失われつつある人間らしい生き方を取り戻す場として、また区民の「第二のふるさと」として、村づくりを進める。
- ・都市の生活文化と農村の生活文化のふれあいを基盤として、区民と川場村村民が自分たちの力でいろいろな工夫をしながら、お互いの生活と文化を高めていくことが期待される。
- ・村の若者が将来への明るい見通しを持って村に定着できるような、経済的・文化的協力が望まれる。

[区民健康村の目指すもの]

- ・「健康村」は、自然とどうつきあい、日常生活の中にどのように生かしていくかを区民自身が考える場である。
- ・区民が自然や故郷とのふれあいの中から生活の知恵を学び、明日への知的・肉体的再生産を行う場であること。特に子どもたちにとって真に自由に遊べる「放牧場」であることが望ましい。
- ・施設の整備にあたって、地元の人々の生産の場・生活の場と連続した形が望ましく、

決して「租界」をつくってはならない。

- ・健康村は行政だけでつくる村ではない。健康村が生き生きと運営されていくためには、区民の積極的な活動を中心として、皆の手によって村が支えられていくことが望ましい。
- ・「健康村」は行政だけでつくる村ではない。どういう村にしていくかは、利用する皆が決めていくことになる。区民と村民による「村づくり運営委員会」のようなものを組織することも考えられる。
- ・区在住の文筆家・芸術家などの協力を得ての積極的な文化活動の展開、一線を退いた区民による定住、あるいは長期滞在による運営管理面への協力、地元住民の指導者としての登用、教師以外のリーダーによる学校教育を補完するプログラムの提供等を考慮する。そのための人材育成に長期的に取り組むことが考えられる。
- ・「健康村」から区民が得られる最大の利益は、自然と関わる生活を取り戻すことができるということ。
- ・双方の自治体や住民の独自性を尊重し、相手方も満足いく、無理のない交流事業を進める。
- ・誰もができる範囲のところで参加するといった形態は、行政任せでない組織づくりにつながる。
- ・自分の得意なことで「健康村」の運営に参加することから、村づくりの第一歩が始まる。運営に関しても、利用者がお金を出し合って基金のようなものをつくり、運用するといった方法も考えられる。
- ・建設資金の調達にあたっては、国の制度・事業の活用や、参加意識を高める観点から区民債あるいは民間資金の導入等を併せて考えるべきである。

3.3 世田谷美術館

美術館建設に向けて、美術館基本構想委員会（昭和 56 年 10 月～昭和 57 年 3 月）を設置するとともに、美術館建設に伴う各種委員会組織（運営準備協議会、建設委員会、収集委員会、美術教育委員会）を設置した。

また、美術館にユニークな活動を可能ならしめるようにという配慮や行政機関にありがちな制約や硬直性を避けて、一般区民や各方面との協力連携をしやすく、民間的な創意工夫と企業経営的な柔軟性かつ採算性、再生産性のある運営を行わせたいという発想から昭和 60 年 11 月に財団法人を設立した。

[問題意識]

- ・世田谷区には他に類が見られないほど多くの芸術家や文化人が存在しているなかで、会派やジャンルを超えて一堂に会する機会や作品展示の機会がない。そうした機会は、そのまま区民生活に密着する文化となり、人間性の賛美や豊かなまちづくりにつなが

る、極めて意義の深いことである。

[理念]

- ・「芸術は自然と共に一体となって人間を健全なものへと導く」という古代ローマ時代の名言（「ARS CUM NATURA AD SALUTEM CONSPIRAT」という言葉がエントランスホールの壁面に刻まれている）が基本テーマであり、理念である。人間の生活に密着した美術こそ真の芸術であって、これまでの美術・芸術の固定観念にとらわれる必要は全くないということを示す言葉である。

[世田谷美術館の目指すもの]

- ・区民の自主的な企画・立案のもとに、芸術・文化の鑑賞、文化活動の成果発表や文化交流の機会を設ける。区民の文化活動に対して、芸術・文化の専門家が積極的に協力することを求めている。
- ・美術を生活との関連において広い概念でとらえるとともに、美術館が区民の自発的な文化活動にインパクトを与えることによって、区民の生活や文化の向上を図る。
- ・通常概念による美術（絵画、彫刻、工芸、建築）を中心としつつも、映像、デザイン、ファッション、インテリア等、さらには音楽、舞踊、演劇等の領域まで積極的に拡大していく。活動の視野は、世界各国にまで広げる。
- ・単に利用者の趣味と教養に墮することなく、自発的に美術文化を学び、創造できるしくみをつくっていく。教育普及プログラムを充実するとともに、作品収集、展覧会の企画、美術図書室の運営等に生かしていく。
- ・作家と区民との交流（作品、公開製作、講座等）、区民同士の交流（学習・創作活動、区民ギャラリー）、館と作家・区民との交流さらに、他地域との幅広い美術文化の交流が大切であることから、区内在住作家の作品収集・紹介を手立てとして海外の美術界との交流を図る。
- ・砧ファミリーパークを含む一帯に美術館を中心とする文化・余暇活動の拠点を整備。砧ファミリーパーク、区立総合運動場、馬事公苑などネットワークを整備。砧・用賀地区に区民の文化とスポーツ、レクリエーションの中心となるゾーンの形成を図る。

3.4 まとめ

川場村との縁組協定は、区民健康村という名前の区民向け保養地を建設するためではなく、かつては豊かな自然を誇っていた世田谷区が失いつつある環境の大切さに目を向け、人間らしさを取り戻す場の必要性を区民自身が考え、区民の主体的、積極的な活動を通じた「村づくり」として実現しようという構想を持ったものであった。区民主体の活動は、区民のためにだけ行われるものではなく、併せて川場村の住民とともに win-win の関係づくりを進めるという広域的な関係づくりも重要な位置づけを持っていた。

美術館建設も、建物としての美術館を建設することが眼目ではなく、区民が自ら学び、

創造し、交流することにより美術を生活の中に取り戻し、生き返らせることに主眼を置いた構想であった。

それぞれに構想された考え方は、その後の具体的取組みの中で大切に育まれ、現在に至るまで継承されているものもあるが、一方で、単なる施設利用の一つとしての利用のされ方になって、区民が単なるお客様に留まっている面も少なからずあるのではないだろうか。それは、区民の理解が進まないというだけではなく、運営を担う側においても、区民の主体的参加ということをアピールするという観点について常に自覚的であるということも欠かせない要素である。

高く掲げられた理念・目標を維持、発展させていくには、折にふれ、発案当時の原点に立ち戻る機会が必要なのだろう。

4. その他の特徴的な取組み

基本計画の重点事業と位置づけられた取組み以外にも、「都市デザイン」など特徴ある取組みをいくつか挙げることができる。

4.1 ヒアリングより

- ・大場区長の「法律のぎりぎりまでやれ！」という考えで取組んだものの一つに「世田谷独立宣言」がある。人口も税収も多い、机上の計算ではやっていた。23区横並びではなく、世田谷らしさを出そうという発想で行った。「エイトライナー」は、法律の範囲を越えてぎりぎりのところまでやってみようと、本気で世田谷発の提案を行った。「サービス公社」は、役所のやりにくいこともやりたいという発想で始まった。
- ・世田谷的なものとして主要なものは2つある。街づくりとまちづくりの両方を含むものとしての「街づくり条例」と「地域行政制度」である。区民の参加と提案を強く規定したものとして、基本構想・基本計画と重ねながら、参加だけでなく提案をして、そこに住む人がまちを創っていくという考え方に立っていた。
- ・「街づくり条例」に基づく参加型・修復型街づくりは、「街づくり」と「まちづくり」を一体的に進めることでコミュニティづくりに繋げるという考えに基づいていた。
- ・都市基盤整備が遅れていたが、街づくり条例により、戦略目標ができた。いきなり地区計画には手が届かないので、防災街づくりに着手した（太子堂）。このまま放置しておくともずい、住環境のよさを残したいという区民の主体的な動き（玉川まちづくりハウス等）もあった。元祖まちづくりセンター（卯月盛夫所長）の力が大きかったが、地区計画のカバー率は、今でも全国上位にある。
- ・「都市デザイン」というのは横浜市もやっていたが港が中心で、住宅地がフィールドではない。「まちづくりリレーイベント」という、生涯学習＋施設づくり＋条例づくりを

一緒に進めるという取組みを学校スタイルで進めた。都市デザイン室が企画部門にあったので施設づくりへの住民参加を進められた。

- ・羽根木公園周辺で総合福祉センターの準備段階に携わった。住民福祉の視点からのまちづくりがないとの指摘を受け、区は「福祉のまちづくり研究会」を立ち上げ、職員も研修として参加し、調査・マッピングなどを実施した。3～4年ぐらい、月に1回定期的に住民参加で福祉のまちづくりを議論し、「梅が丘ふれあいのあるまちづくり定例会記録」としてまとめた。会が順調に行くようになったのは5回目ぐらいから。それまで住民は、道路を作る前に参加ということはなかったので、とりあえず反対という姿勢だった。立場の異なる人たちが参加するということは大きいことだった。多様な人が参加することは絶対に必要で、創造的な話ができる。
- ・『グラフ世田谷』に基本構想特集号として、住民が中心となった取組みを取り上げることになり、「雑居まつり」「冒険遊び場」の2つを取り上げたが、その編集を武蔵野美術大学に任せてくれた。その結果、障害者とも繋がりができた。また、職員研修所の職員研修として、住民参画の位置づけを学ぶということに絡んで、「遊びの権利」（武蔵野美術大学の学生がプレーパークの前身の冒険遊び場を運営しているお母さんたちの活動を記録）という8ミリも上映したこともあった。
- ・都市デザインにおいて実践された「生涯学習＋施設づくり＋条例づくり」という学校スタイルのまちづくりや「新しい公共」という、どちらも新しい概念を世田谷区は提示してきた。「新しい公共」を言いはじめたのは1997年で、とても早かった。非営利の組織がまちづくりに関わるという動きを、行政が基本政策を進める上でのパートナーとして位置づけた。

4.2 都市デザイン

世田谷区における都市の景観および公共施設のデザインすなわち計画・設計、機能及び運営のあり方等の向上を図ることを目的に、都市美委員会（昭和55年5月）を設置した。所掌事項は、①基本計画に掲げているプロジェクト等、まちづくりに関しての都市デザインに関すること、②区民の活動に即した区施設の計画、設計、運営のあり方等、公共施設のデザインに関すること、③区民および企業の建築行為等のデザイン向上の方策に関することとされた。

構成メンバーは、川上秀光氏（都市計画）、東野芳明氏（美術）、進士五十八氏（造園、風景）、高橋鷹志氏（建築デザイン）、野村歓氏（建築デザイン）、林泰義氏（都市計画、世田谷区専門委員）であった。

[問題意識]

- ・人々が豊かに生活していくためには、私たちが住み、働き、毎日を暮らす場所であるという視点でまちを見据えて、まちづくりに取り組むことが大切である。

- ・都市の生活施設（建物、道路、公園）を個々ばらばらにつくるのではなく、それらを相互に関係づけ、総合的な環境をつくり出そうとする作業とその過程そのものが、都市デザインである。
- ・都市の成り立ちを知り、機能、構造まで含むような計画を立てることも必要。そこに住む人々の思いや熱意も汲み取っていかなければならない。この作業には、行政だけでなくさまざまな分野の人々との連携が必要となる。

[理念]

- ・「行政への文化的視点の導入」として、公共施設の設置やまちづくりに文化的視点を導入し、①地域の個性、文化性を生かした整備を行うこと、②公共建築、公共広場の計画、設計にあたって機能的内容の充実とともに、デザインの質の向上をはかり、美しいまちの景観形成に寄与すること、③これら施設に絵画・彫刻を適宜配置し、区民が身近に接する機会を豊かに持つことができるようにする。

[都市デザインの目指すもの]

- ・公共施設づくりをまちづくりに広げる
公共施設をつくるときには、建物という「点」づくりだけでなく、その周辺も視野に入れ、「線」からさらには「面」へと広げていくことが重要である（敷地内の広場づくり、敷地と道路の境界のデザイン、周辺建物と街並みをつくる工夫など 桜丘区民センターと周辺まちづくり）。
- ・「都市の美しさ」を皆で考える
居住都市世田谷では、まちで生活する人々がお互いに都市づくりの目標、現状、課題などを学び合い、都市の美しさ・景観の意味について理解を深めることが大切である（せたがや界限塾）。
- ・人々のまちづくりへの参加を促す
住宅が建物棟数の8割以上を占める世田谷区では、よりよい住環境をつくっていくために、そこに住む人々、働く人々、将来を担う子どもたちなど、さまざまな人々の積極的な参加が欠かせない。意見を出し合い、自ら手を動かし、都市のデザインを進める必要がある（えんとつ色彩デザイン公募）。
- ・楽しく歩けるまちをめざす
都市交通の骨組みをつくることと同時に、歩行者空間のネットワークの形成も大切である。車の通行に脅かされない道、緑や水がうまく取り入れられた快適な道は、人々がまちを歩いていろいろな事柄に出会う機会やコミュニケーションを広げる（弦巻プロムナード・弦巻界限道路整備）。
- ・「やさしいまち」をめざす
誰にとっても住みやすいまちづくりを進めることは、都市デザインの大切なテーマである。

- ・「個性あるまち」をめざす

各地域は、それぞれ固有の成り立ちや地形、表情を持っている。画一的、標準型の施設づくり・まちづくりを超えて、独自性、個性がにじみ出るようなまちづくりを進める（「まちづくり攻略本Ⅰ：5 地域の個性化のためのデザインガイド」）。

- ・エコロジカルなまちづくりをめざす

これからの都市は「人」と「自然」がいかに共存していけるかが問題になる。地球規模で進む環境問題をにらみつつ、まず身近なところから取り組まなければならない。自然を豊かにし、資源やエネルギーを使い過ぎず、ゆったりとした人々の暮らしなどをめざしたエコロジカルなまちづくりは、新しく取り組み始めるテーマである（エコロジカルまちづくり塾）。

- ・都市デザインを進める体制

都市デザインは、いくつもの組織との協力・調整のなかで計画的にテーマを実現させていく。

5. 全体的まとめ

これからの世田谷区のあり方を考える上で、一つのヒントを得られるのではないかと、この観点から、区長公選制復活によってスタートした「大場区政」の取り組みについて、初動期の問題認識や「ものの考え方」を中心に振り返りを行った。

個別には取り上げなかったが、区民主体のまちづくり推進にとっても明確な拠り所となる「街づくり条例」の制定（昭和 57 年）も特筆すべき取り組みの一つであった。

条例は、基本理念として、「区内において行われる街づくりは、安全で住みやすい快適な環境の市街地の形成を目指して総合的かつ計画的に進められるべきものであり、区民等の参加及び提案並びに区民等、事業者及び区の相互間における信頼、理解及び協力の関係によって成立することを確認する。これらのことは、常に尊重されなければならない。」ことを掲げた。行政としての実務を行う根拠規定としての意味合いに留まらず、区民の参加、さらには参加に基づく提案を積極的に根拠付けており、街づくりが区と区民の協働の取り組みであることを明確にしている。

このほかにも、自治体経営のあり方研究プロジェクト・チームでの議論の中で提案された考え方が、当時、すでに明確に意識され、具体化に向けた検討がおこなわれていたことも少なからず見受けられた。たとえ、問題意識を持って計画化を図ったとしても、継続的に実行し続けることがいかに困難なことであるかを改めて実感させられる。

本稿で取り上げた内容は、あくまでも一部であり、全体像を把握できる材料にはなり得ていない。特に、「地域行政制度」について何ら記述できなかったことは大きな欠点である。

自治体経営のあり方研究プロジェクト・チームでの議論の中で、事業を所与のものと受け止めるのではなく、事業を始めたときの考え方などを確認することも必要ではないかという意見があった。区が取組んでいる政策・施策について、さらには各事業について基本的な考え方や問題意識がどこまで明らかにされているか、顧みる機会があってもよいかもしれない。その際、顧みることが可能な記録をどのように作成し、庁内外と共有するかということも忘れてはならない観点であろう。

本稿を書くに当たって貴重なお話をお聞かせいただいた津吹金一郎氏、馬場秀行氏、中村重美氏、斉藤啓子氏にはお忙しいにもかかわらず、快くご了解をいただいたことをこの場を借りて謝意を表したい。伺ったお話を筆者なりの理解で記述させていただいたもので、内容に誤りもしくは不十分な点があるとしたら、それは偏に筆者の責任であることを付記させていただく。

最後に、「区民健康村づくり」に関わられた鈴木忠義氏が、『世田谷川場村縁組協定 30 周年記念誌』に寄稿された言葉を紹介して、この稿を締めくくりたい。

「世田谷区民健康村づくり事業「第二のふるさと」構想から 32 年。『づくり』とは、常にその時々に応じて両住民が知恵を出し合い、信義を重んじお互いの地域の活性化を図っていくこと。つまり、終わりのない事業であり、着地することなく飛び続けるということ。

このような事業は年月を経るにつれ、前例踏襲型に陥るのが常である。担い手もいつの頃からか既存の事業と錯覚し、新しい試みに挑戦する知恵も熱意も失ってしまう。すると魅力が薄れ、気づいた時には、すでに誰からも見向きもされない事業になってしまう。

日々の作業に追われる中で立ちどまり考えること、区民、村民のニーズを的確に把握し、常に先回りして物事に取り組むことは難しいもの。が、大いに議論し、この節目の時にそ事業を発展させる好機である。

世田谷区民健康村づくり事業では、特に初めにあった動機やきっかけを忘れてはならない。本質から足を踏み外すことなく、状況に応じて技術的に変化させながら発展させていく。そこには、人と人との交流をベースにした、心の豊かさへの追求が不可欠であることは言うまでもない。この記念誌は、過去の出来事をつぶさに学ぶためのものであり、ひとつの到達点を記録したものである。」

〔参考資料〕

1. 世田谷区基本計画「福祉社会をめざす ヒューマン都市世田谷」(昭和 54 年 4 月)
2. 「第二のふるさと世田谷区民健康村」(発行年不明 昭和 56 年 11 月～昭和 59 年頃)
3. 区民健康村(発行年不明 昭和 58 年もしくは昭和 59 年)
4. 「区民健康村のあゆみ」(平成 15 年 3 月)
5. 「都市と農山村の交流」(縁組協定 30 周年記念誌 平成 23 年 10 月)
6. 「世田谷区美術館概要」(昭和 61 年 1 月)
7. 「世田谷区世田谷美術館」(昭和 61 年 3 月)
8. 「世田谷美術館―世田谷まちづくりの記録 3―」(平成 5 年 3 月)
9. 「あめふりのにわとり」(関 宗里 平成 24 年)
10. 「公共施設の改善に関する提言」(『都市美委員会活動報告 1981』世田谷区都市美委員会)